

系統金融機関向けの総合的な監督指針 一部改正新旧対照表（案）

（傍線部分は改正部分）

現 行	改 正 後
<p><b>【本編】</b>  <b>Ⅲ－４－２ 「信用事業に附帯する事業」の取扱いについて</b>  <b>Ⅲ－４－２－１ 組合【組合】</b>            組合が農協法第 10 条第 1 項第 15 号（同項第 2 号及び第 3 号に係るものに限る。）及び同条第 6 項第 17 号の事業（以下「信用事業に附帯する事業」という。）を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)に定められている業務以外の業務（余剰能力の有効活用を目的として行う業務を含む。）が、「信用事業に附帯する事業」の範疇にあるかどうかの判断に当たっては、以下のような観点を総合的に考慮した取扱いとなっているか。</p> <p>① 当該業務が農協法第 10 条第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに同条第 6 項各号に掲げる業務に準ずるか。</p> <p>② 当該業務の規模が、その業務が附帯する固有業務の規模に比して過大なものとなっていないか。</p> <p>③ 当該業務について、組合業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。</p> <p>④ 組合が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用資するか。</p> <p><b>Ⅲ－４－２－２ 農中【農中】</b>            農中が農中法第 54 条第 4 項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。）を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p>	<p><b>【本編】</b>  <b>Ⅲ－４－２ 「信用事業に附帯する事業」の取扱いについて</b>  <b>Ⅲ－４－２－１ 組合【組合】</b>            組合が農協法第 10 条第 1 項第 15 号（同項第 2 号及び第 3 号に係るものに限る。）及び同条第 6 項第 17 号の事業（以下「信用事業に附帯する事業」という。）を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)に定められている業務以外の業務（余剰能力の有効活用を目的として行う業務を含む。）が、「信用事業に附帯する事業」の範疇にあるかどうかの判断に当たっては、以下のような観点を総合的に考慮した取扱いとなっているか。</p> <p>① 当該業務が農協法第 10 条第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに同条第 6 項各号に掲げる業務に準ずるか。</p> <p>② 当該業務の規模が、その業務が附帯する固有業務の規模に比して過大なものとなっていないか。</p> <p>③ 当該業務について、組合業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。</p> <p>④ 組合が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用資するか。</p> <p><b>Ⅲ－４－２－２ 農中【農中】</b>            農中が農中法第 54 条第 4 項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。）を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p>

(1)・(2) (略)

(3) 上記(1)及び(2)に定められている業務以外の業務（余剰能力の有効活用を目的として行う業務を含む。）が、「その他の付随業務」の範疇にあるかどうかの判断に当たっては、農中法第55条において他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点を総合的に考慮した取扱いとなっているか。

- ① 当該業務が農中法第54条第1項各号、第2項各号及び第4項各号に掲げる業務に準ずるか。
- ② 当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものとなっていないか。
- ③ 当該業務について、農中の業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。
- ④ 農中が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用資するか。

(新設)

(Ⅲ-4-2-1及びⅢ-4-2-2の注1) 監督指針Ⅲ-4-2-1及びⅢ-4-2-2の規定を総合的に考慮するに当たり、例えば、業務用不動産の賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、以下のような要件が満たされていることについて、系統金融機関自らが十分挙証できるよう態勢整備を図る必要があることに留意すること。

ア・イ (略)

ウ 当該不動産に対する経費支出が必要最低限の改装や修繕程度にとど

(1)・(2) (略)

(3) 上記(1)及び(2)に定められている業務以外の業務（余剰能力の有効活用を目的として行う業務を含む。）が、「その他の付随業務」の範疇にあるかどうかの判断に当たっては、農中法第55条において他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点を総合的に考慮した取扱いとなっているか。

- ① 当該業務が農中法第54条第1項各号、第2項各号及び第4項各号に掲げる業務に準ずるか。
- ② 当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものとなっていないか。
- ③ 当該業務について、農中の業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。
- ④ 農中が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用資するか。

(Ⅲ-4-2-1及びⅢ-4-2-2の注1) 系統金融機関グループの効率的かつ合理的な業務運営を目的として、事業用不動産の賃貸等を当該系統金融機関のグループ会社に対して行う場合（当該グループ会社自身が使用する場合に限る。）は、「その他の付随業務」の範疇にあると考えられる。

なお、上記目的に照らし、系統金融機関グループの範囲は、会計上の連結基準と整合的な取扱いとなっている必要があることに留意すること。

(Ⅲ-4-2-1及びⅢ-4-2-2の注2) 監督指針Ⅲ-4-2-1及びⅢ-4-2-2の規定を総合的に考慮するに当たり、例えば、系統金融機関のグループ会社以外の者に対し業務用不動産の賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、以下のような要件が満たされていることについて、系統金融機関自らが十分挙証できるよう態勢整備を図る必要があることに留意すること。 なお、国や地方自治体のほか、地域のニーズや実情等を踏まえ公共的な役割を有していると考えられる主体からの要請に伴い賃貸等を行う場合は、地方創生の観点から、エについては要請内容等を踏まえて判断しても差し支えない。

ア・イ (略)

ウ 当該不動産に対する経費支出が必要最低限の改装や修繕程度にとど

まること。ただし、公的な再開発事業並びに地方自治体等からの要請に伴う建替え及び新設等の場合においては、必要最小限の経費支出にとどまっていること

エ 賃貸等の規模が、当該不動産を利用して行われる固有業務の規模に比較して過大なものとなっていないこと

※ 賃貸等の規模については、賃料収入、経費支出及び賃貸面積等を総合的に勘案して判断する(一の項目のみをもって機械的に判断する必要はないものとする。)

(Ⅲ-4-2-1及びⅢ-4-2-2の注2) リストラにより、業務用不動産であったものが業務の用に供されなくなったことに伴い、短期の売却等処分が困難なことから、将来の売却等を想定して一時的に賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、上記(Ⅲ-4-2-1及びⅢ-4-2-2の注1)を準用すること(ただし、ウのただし書及びエを除く)。

### Ⅲ-4-8 子会社等【共通】

#### Ⅲ-4-8-1 子会社等の業務の範囲【共通】

子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。

(1) (略)

(2) 農協の子会社が営む付随・関連業務(農協法第11条の64第1項第2号に規定する業務をいう。以下同じ。)及び信連若しくは農中の子会社が営む金融関連業務(信連にあつては農協法第11条の66第2項第2号、農中にあつては農中法第72条第2項第2号に規定する業務をいう。以下同じ。)については、以下の範囲となっているか。

① (略)

② リース業務

不動産を対象としたリース契約に当たっては、融資と同様の形態(いわゆるファイナンスリース)に限ることとし、一般向け不動産業務等の子会社対象会社が営むことができる業務以外の業務を行って

まること。ただし、公的な再開発事業並びに地方自治体等からの要請に伴う建替え及び新設等の場合においては、必要最小限の経費支出にとどまっていること

エ 賃貸等の規模が、当該不動産を利用して行われる固有業務の規模に比較して過大なものとなっていないこと

※ 賃貸等の規模については、賃料収入、経費支出及び賃貸面積等を総合的に勘案して判断する(一の項目のみをもって機械的に判断する必要はないものとする。)

(Ⅲ-4-2-1及びⅢ-4-2-2の注3) リストラにより、業務用不動産であったものが業務の用に供されなくなったことに伴い、短期の売却等処分が困難なことから、将来の売却等を想定して一時的に賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、上記(Ⅲ-4-2-1及びⅢ-4-2-2の注2)を準用すること(ただし、ウのただし書及びエを除く)。

なお、国や地方自治体のほか、地域のニーズや実情等を踏まえ公共的な役割を有していると考えられる主体からの要請に伴い賃貸等を行う場合は、地方創生の観点から、賃貸等の期間については、要請内容等を踏まえて判断しても差し支えない。

### Ⅲ-4-8 子会社等【共通】

#### Ⅲ-4-8-1 子会社等の業務の範囲【共通】

子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。

(1) (略)

(2) 農協の子会社が営む付随・関連業務(農協法第11条の64第1項第2号に規定する業務をいう。以下同じ。)及び信連若しくは農中の子会社が営む金融関連業務(信連にあつては農協法第11条の66第2項第2号、農中にあつては農中法第72条第2項第2号に規定する業務をいう。以下同じ。)については、以下の範囲となっているか。

① (略)

② リース業務

不動産を対象としたリース契約に当たっては、教育・文化施設、社会福祉施設等の公的な施設の整備・運営に係るものを除き、融資と同様の形態(いわゆるファイナンスリース)に限ることとし、一般向け

<p>いないか。</p> <p>(新設)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>不動産業務等の子会社対象会社が営むことができる業務以外の業務を行っていないか。</p> <p><u>(注) 優越的地位の濫用及び利益相反取引の防止に係る管理態勢を整備するとともに、系統金融機関が不動産業務を行うことができないことに鑑み、実質的に不動産の売買及び賃貸の代理及び媒介を行うこととならないよう、法令等遵守の観点から事前に十分な検討・検証を行うこととしているか。</u></p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p>
--	--

附 則

この通知の改正は、平成 年 月 日から適用する。